

今月から申請受付!

臨時福祉給付金と 子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率引上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給します。詳しくは、町HPか厚生労働省 HP「2つの給付金」をご覧ください。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
対象	平成 26 年度の町民税（均等割）が課税されていない人（課税されている人に扶養されている場合、生活保護受給者などは除く） ※加算対象はお問い合わせください。	今年 1 月分の児童手当・特例給付を受給し、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
支給額	一人につき 10,000 円 加算対象者には一人につき 5,000 円を加算	対象児童一人につき 10,000 円
申請方法	町から送られてきた申請書（臨時は黄色・子育ては桃色の封筒）か町 HP からダウンロードした申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。 また、11月7日（金）までは、平日9時～12時・13時～16時に町役場4階の4-1会議室で申請できます（11月10日（月）以降は各担当課の窓口で受付）。 【申請期限は来年2月2日（月）までです。期限までに申請がない場合は、支給が受けられなくなりま すので、申請書が届いたら早めに手続きをしてください。】	
支給方法	原則、指定の口座へ振り込みます（9月上旬から順次振り込み予定）。	
その他	<ul style="list-style-type: none">・支給対象の可能性のある人で、申請書が8月中旬を過ぎても届かない人はお問い合わせください（子育て世帯臨時特例給付金のみ、公務員の人には職場から交付されます）。・住民税を申告していない人は、支給対象か判断できませんので、まずは申告をお願いします。・申請は、今年1月1日の基準日時点で住民票のある市区町村で行ってください。・申請した人すべてに給付金が支給されるとは限りません。・葉山町個人情報保護審査会の答申に基づき、臨時福祉給付金の申請書は町民税に関するお知らせに同封する方法を、子育て世帯臨時特例給付金の申請書は児童手当の受給者情報を利用して作成しています。・給付金に関する詐欺が増えています！ 町職員や厚生労働省職員などをかたった不審な電話や郵便が届いた場合には、迷わず警察までご連絡をお願いします。	

問合せ 葉山町役場 ☎876-1111

福祉課（内線231）子ども育成課（内線221）

給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192



厚生労働省 HP の
QR コード

